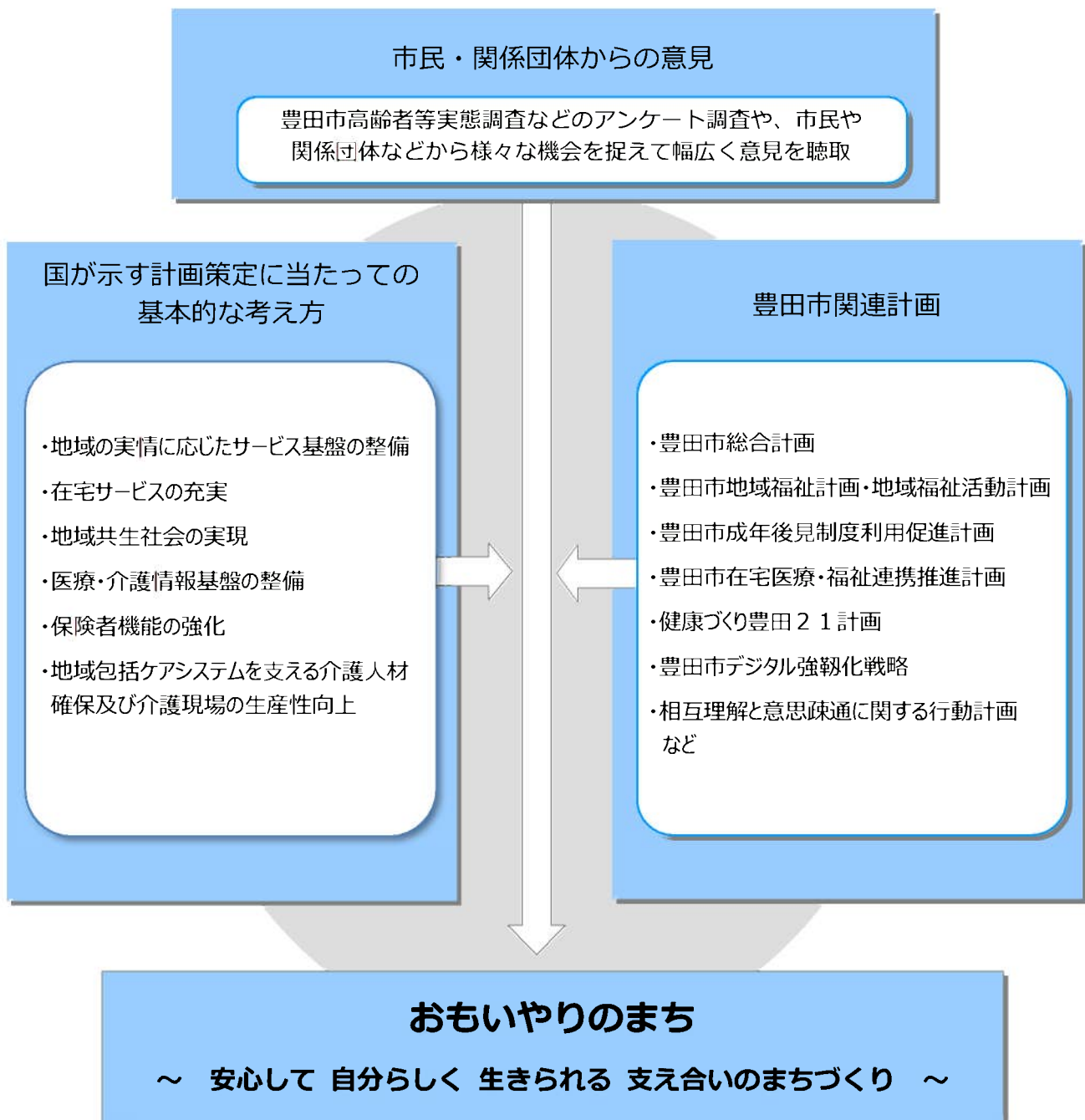


第3章 計画の基本的な考え方

I 計画のめざす姿

豊田市高齢者等実態調査の結果を始めとする市民等のニーズ、国が示す計画策定に当たっての基本的な考え方、豊田市総合計画や豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画などを踏まえ、本市は「おもいやりのまち ～安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまち～」を本計画のめざす姿として設定し、各施策・事業を推進していきます。



めざす姿

おもいやりのまち**～ 安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまちづくり ～**

自分や家族が暮らしたい地域を思い、地域の中で困っている人や地域の課題を他人事ではなく自分事として考え、世代や分野を超えて人と人や資源が丸ごとつながることで、多様な価値観を認め合い、誰一人取り残さない、おもいやりのまち（相手の気持ちに寄り添い合うまち）をつくることを目指します。

また、地域の特性を生かしながら、住民や様々な人々がつながり、生きがいや役割を持って、住み慣れた地域で支え合いながら、介護が必要な状態になっても、安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまちづくりを推進していきます。

基本目標

本計画のめざす姿の実現に向けて以下のとおり基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 自分らしく生きられる支え合いのまちづくり

高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、社会とつながり、年齢や心身の状況に関係なく、誰もが多様な価値観を認め合い自分らしく活躍できる取組を推進していきます。

基本目標Ⅱ 安心して生きられる支え合いのまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きられるように、制度・分野・官民の垣根や支える側・支えられる側という関係を超え、他者を思い合うまちに向けた取組を推進していきます。

◆総合指標について

本計画のめざす姿「おもいやりのまち ~安心して自分らしく 生きられる 支え合いのまちづくり~」の実現及び基本目標の達成に向け、本市の高齢者福祉の取組の成果をはかるため、「総合指標」を以下のとおり設定します。

総合指標①


指標	現状値	めざす方向
幸せ感が高い高齢者（7点以上）の割合	66.4% (2022年度)	
幸せ感が高い要支援者・事業対象者（7点以上）の割合	44.8% (2022年度)	

※豊田市高齢者等実態調査

※高齢者：65歳以上の要支援者・事業対象者、要介護認定者に該当しない人

※幸せ感：とても幸せを10点、とても不幸を0点

総合指標②

指標	現状値	めざす方向
高齢者が安心して暮らすことのできるまちとして満足している市民の割合	45.9% (2023年度)	

※豊田市市民意識調査

II 計画の体系

重点施策

めざす姿の実現及び基本目標の達成に向けて重点的に取り組む必要のある事業を本計画の各分野・施策の中から横断的に集め、重点施策として設定します。2024年度から2026年度までの3年間、以下の事業については重点的に実施します。

重点施策1 介護予防・健康づくりに通じる社会参加

	事業名	掲載
1	S I Bを活用した社会参加型介護予防事業の展開	P39
2	集いの場へのコーディネート事業	P41
3	デジタルデバイド対策事業	P41
4	地域主体の生活交通への支援	P41

重点施策2 地域共生を支える体制整備

	事業名	掲載
1	重層的支援体制の推進	P44
2	見守りネットワークの強化	P45
3	介護人材ベースアップ支援	P45
4	在宅医療・福祉連携推進事業	P45

重点施策3 社会全体で取り組む認知症支援


	事業名	掲載
1	認知症の人の社会参加支援等の推進	P49
2	認知症の人と介護者への支援の充実	P49
3	若年性認知症本人・家族への支援	P50
4	認知症の早期発見	P50

◆成果指標について

本計画の「めざす姿」の実現及び「基本目標」の達成のため、3つの施策を重点的に実施します。各重点施策の取組状況をはかるため「**成果指標**」を以下のとおり設定します。

成果指標①


重点施策1 介護予防・健康づくりに通じる社会参加 関連

指標	現状値	めざす方向
会・グループへ月1回以上参加している高齢者の割合	54.1% (2022年度)	

※豊田市高齢者等実態調査

成果指標②


重点施策2 地域共生を支える体制整備 関連

指標	現状値	めざす方向
高齢者の介護や福祉の相談窓口（地域包括支援センター）の認知度	40.9% (2022年度)	

※豊田市高齢者等実態調査

成果指標③

重点施策3 社会全体で取り組む認知症支援 関連

指標	現状値	めざす方向
認知症の人を理解し、協力している市民の割合	12.3% (2022年度)	

※認知症に係る各事業による集計

施策・事業一覧

めざす姿の実現及び基本目標の達成に向け、様々な事業を各分野・施策に位置付けるとともに、事業ごとに目標を設定するなどして進捗を管理し、推進していきます。

		分野1 介護予防・健康づくり		掲載
		番号	事業名	
基本目標Ⅰ 自分らしく生きられる支え合いのまちづくり	施策1 ふれあい・健康づくり	1	地域資源マップの構築	P51
		2	S I Bを活用した社会参加型介護予防事業の展開【重点・再掲】	P51
		3	集いの場へのコーディネート事業【重点・再掲】	P51
		4	専門職との連携	P51
		5	地域主体の生活交通への支援【重点・再掲】	P52
		6	おでかけバス70	P52
		7	高齢者福祉施設	P52
		8	福祉センター	P52
		9	地域ふれあいサロン	P53
		10	元気アップ事業の展開	P53
		11	地域介護予防活動支援事業の展開	P53
		12	口腔機能向上支援事業（お口の健康教室）	P54
	施策2 生きがいづくり・就労支援	1	高齢者クラブ活動の支援	P55
		2	シルバー人材センター	P55
		3	とよたシニアアカデミー	P55
		4	子ども食堂を活用した多世代が交流・活躍できる居場所の展開	P56
		5	認知症本人発信支援	P56
		6	本人ミーティング支援事業	P56
		7	認知症の人と介護者への支援の充実【重点・再掲】	P57
		8	敬老金の贈呈	P57

		分野2 地域共生		掲載
基本目標Ⅱ 安心して生きられる 支え合いのまちづくり	施策1 市民理解の 促進	1	出前講座の展開	P58
		2	学校教育における高齢者の理解促進	P58
		3	認知症サポーターの養成	P58
		4	認知症に関する普及啓発	P59
		5	認知症カフェの推進	P59
		6	(仮称) 認知症の人にやさしい店舗 認証制度事業	P59
	施策2 市民参加の 支え合い	1	豊田市ささえあいネットの推進	P60
		2	お元気ですか訪問	P61
		3	高齢者クラブ友愛活動の促進	P61
	施策3 見守りの推 進	1	見守りネットワークの強化【重点・再掲】	P62
		2	豊田市ささえあいネットの推進【再掲】	P62
		3	お元気ですか訪問【再掲】	P62
		4	ひとり暮らし高齢者等登録	P62
		5	福祉電話訪問	P62
		6	緊急通報システムの設置	P63
	施策4 重層的な支 援	1	重層的支援体制の推進【重点・再掲】	P64
		2	地域包括支援センター	P64
		3	基幹型地域包括支援センターの機能強化	P66
		4	生活困窮者自立支援	P67
		5	成年後見制度利用支援	P67
		6	成年後見支援センター	P67
		7	身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	P68
		8	共生型サービスの推進	P68
	施策5 関係機関と の連携	1	在宅医療・福祉連携推進事業【重点・再掲】	P69
2		地域ケア会議等	P69	
3		市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	P69	
4		認知症地域支援推進員の活躍支援	P70	
5		認知症初期集中支援推進事業の展開	P70	
6		専門職との連携【再掲】	P70	

分野3 介護人材			掲載	
基本目標Ⅱ	施策1 介護に関わる人材への支援	1	介護人材ベースアップ支援【重点・再掲】	P71
		2	職場環境向上支援	P71
		3	外国人材への支援	P71
		4	豊田訪問看護師育成センター	P72
		5	豊田総合療法士育成センター	P72
		6	豊田市・藤田医科大学連携地域医療学寄附講座の展開	P72
		7	介護支援専門員・介護職員の専門スキルの向上	P72
		8	国内人材の創出	P72
		9	とよた市民福祉大学	P73
		10	学校教育における高齢者の理解促進【再掲】	P73
		11	出前講座の展開【再掲】	P73

分野4 災害・感染症			掲載	
基本目標Ⅱ	施策1 災害・感染症への備え	1	避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくりへの支援	P74
		2	介護サービス事業所への感染症対策啓発・指導	P74

分野5 日常生活			掲載	
基本目標Ⅱ	施策1 生活支援	1	「食」の自立支援事業の展開	P75
		2	地域主体の生活交通への支援【重点・再掲】	P75
		3	ひとり暮らし高齢者等移動費助成	P75
		4	シルバーカー購入費助成	P76
		5	豊田市交通安全学習センター高齢者講習	P76
		6	高齢者の交通安全支援	P76
		7	生活管理指導短期宿泊・緊急短期入所	P76
		8	日常生活衛生管理支援	P77
		9	すこやか住宅リフォーム助成	P77
		10	買い物環境改善事業の展開	P77
	施策2 家族介護支援	1	家族介護交流会の開催	P78
		2	認知症介護家族会の開催	P78
		3	若年性認知症本人・家族への支援【重点・再掲】	P78
		4	仕事と介護の両立支援に関する啓発	P78
		5	ショートステイの利用支援	P79
	施策3 住まいの支援	1	セーフティネット住宅の登録と居住支援	P80
		2	サービス付き高齢者向け住宅の登録	P80
		3	有料老人ホームの設置運営への指導	P80
		4	シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）	P81
		5	軽費老人ホーム（ケアハウス）	P81
		6	生活支援ハウス	P81
		7	養護老人ホーム	P82

III 重点施策

重点1 介護予防・健康づくりに通じる社会参加

(1) 重点施策に掲げる理由

人生100年時代といわれる中、超高齢社会に適応し、高齢者一人ひとりが自分らしく生きるため、高齢者の生きがいづくり支援、介護予防（フレイル[※]・認知症防を含む）や健康づくりの取組、介護が必要になった人が重度化しないための取組が重要となっています。

本市の高齢者等実態調査によると、会・グループ活動への参加など、社会参加（高齢者が自分の意思で他の誰かとつながりを持つ行動）の頻度が高い人ほど、幸せ感が高い傾向があります。

これらのことから、高齢者の社会参加を促進するため、集いの場（介護予防や健康増進に通じる高齢者等が集まる場で、必ずしも介護予防や健康増進を直接目的としたものに限らない）など、高齢者が自分のできる範囲で、自分の関心のある活動に無理なく参加し、継続できるように、各事業を展開していきます。

※フレイル：年をとって体や心のはたらき、社会的なつながりが弱くなった状態

(2) 具体的な取組

施策を推進するための核として、以下の4事業に取り組みます。

S I Bを活用した社会参加型
介護予防事業の展開

集いの場への
コーディネート事業

デジタルデバイド対策事業

地域主体の生活交通への支援

■ S I Bを活用した社会参加型介護予防事業の展開 -----

ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B[※]）を活用し、民間企業の創意工夫による様々な介護予防事業プログラムを展開します。

趣味や運動、就労などのプログラムを通じて社会参加機会・社会活動量を増やし、介護予防につなげるとともに生きがいや楽しみを見つけることができる取組を実施しています。

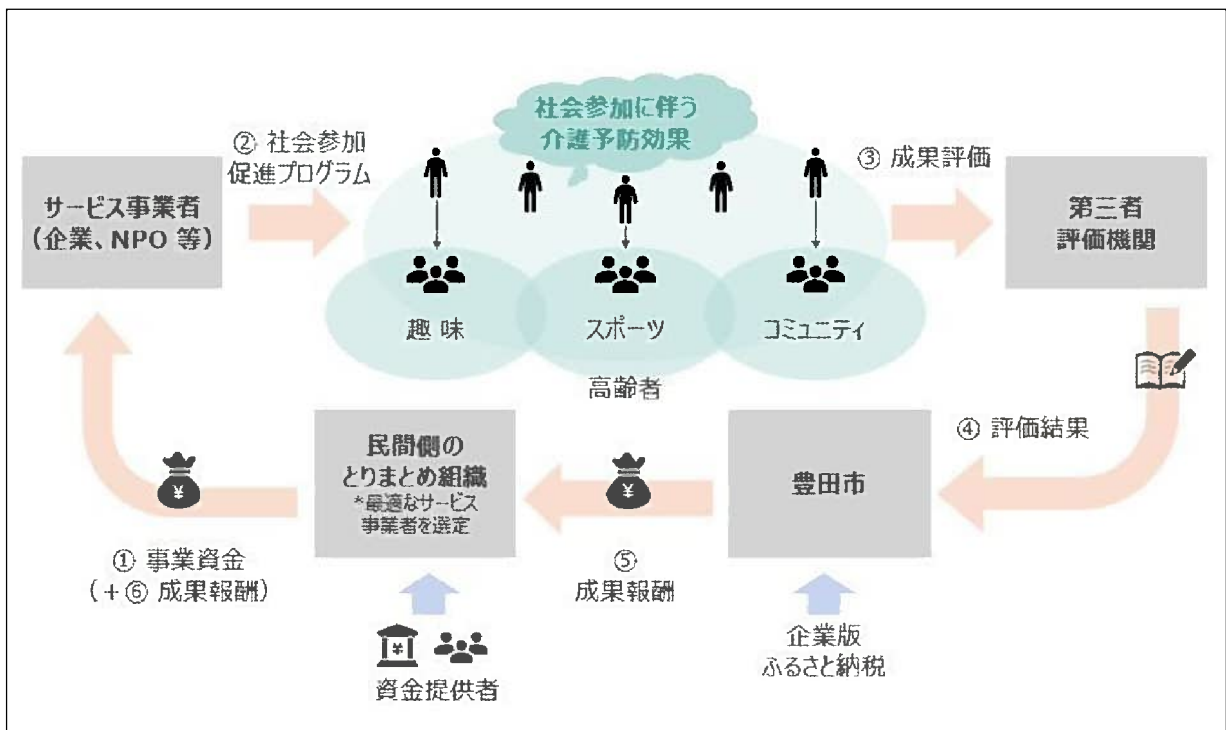
※ソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）：民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施する取組

担 当 課： 未来都市推進課

指標	目標		
	2024	2025	2026
参加者総数（人）	4,000	4,000	1,000
継続者総数（人）	3,000	3,000	3,000



※ 事業イメージ



■集いの場へのコーディネート事業 -----

高齢者の社会参加の促進のため、地域包括支援センター、交流館職員等のほか、健康イベント等において市の保健師が集いの場へコーディネートします。

集いの場の情報やコーディネーターの充実により、一層の社会参加の促進を図っていきます。

担当課： 高齢福祉課、介護保険課、地域保健課、市民活躍支援課

指標	目標		
	2024	2025	2026
コーディネート数（件）	50	50	50

■デジタルデバインド対策事業<拡充> -----

情報通信技術を利用できる人と利用できない人の格差を無くすため、スマートフォンやタブレット端末の利活用に向けた、スマートフォン教室の開催による操作支援等を行います。

担当課： 高齢福祉課、情報戦略課

指標	目標		
	2024	2025	2026
事業参加者数	3,000	3,000	3,000

■地域主体の生活交通への支援 -----

バス運行に限らず、地域の特性に応じた多様な移動手段を組み合わせることで持続可能な移動サービスを提供し、生活交通の再構築を図るため、以下の事業に取り組みます。

①地域バス・地域タクシー

地域が主体となって、運行経路・運行形態や運行する車両等を検討し、地域、交通事業者及び行政との共働で、地域の実情に合った交通手段を確立しています。地域内の移動である生活交通として運行している地域バス及び地域タクシーの運行サービスの評価を行い、運行形態やサービス内容を見直します。

②住民主体によるボランティア輸送への支援

高齢者の日常生活の支援と社会参加を促進するため、住民等を主体とした企画・運営によりボランティアによる移動支援活動を行おうとする団体に対し、モデル事業としてワークショップを開催し、地域に応じた運営方法を検討するとともに運営への支援を行います。

担当課： 交通政策課、介護保険課

指標	目標		
	2024	2025	2026
ボランティア輸送検討地域数（か所）	3	3	3

（3）コロナの経験を踏まえた視点

コロナ禍において、外出機会の減少により、心身の機能が低下する高齢者が見られました。また、感染症を予防する中で、オンラインを活用した交流機会も増えてきました。

その一方で、オンラインでの交流機会に参加することが難しい、デジタル機器に操作に不慣れな高齢者が、多くいることもわかりました。

これらを踏まえて、高齢者の生きがいづくりや介護予防・健康づくりが様々な手法で実施できるようにするための取組を進めていきます。

重点2 地域共生を支える体制整備

(1) 重点施策に掲げる理由

高齢者単身・夫婦世帯の増加など家族形態や、地域での人間関係が変化する中、市民の生活は多様化し、その人にとって抱える課題も多様化・複雑化しています。

こうした状況下において制度、分野で区切った支援では、表面化している課題への対応だけに止まり、潜在的な課題を見落としてしまうおそれがあります。

したがって、医療・介護の連携、市民・企業・専門職の連携などにより、制度や分野の連携を図り、複雑かつ多岐にわたる課題に向き合い、見落とすことなく解決に導くことが必要です。また、仕組みを整備するだけでなく、支援の取組を担ってもらう市民や企業、専門職がいなければ仕組み自体が機能しないため、支え合いのネットワークづくりと人材育成を進めていく必要があります。

(2) 具体的な取組

施策を推進するための核とし、以下の4事業に取り組みます。

重層的支援体制の推進

見守りネットワークの強化

介護人材ベースアップ支援

在宅医療・福祉連携推進事業

■ 重層的支援体制の推進

身近な地域における相談体制の整備として取り組んだ「福祉の相談窓口」の開設に続き、世代や属性を超えて相談を受け止め、必要な支援機関につなぐとともに、複雑な課題に対しては支援機関のネットワークを活用して円滑な連携のもとで支援できるよう体制を整備し、誰一人取り残さない支援を実施するため、以下の事業に取り組みます。

① 包括的相談支援事業

相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人に支援を届けるため、自宅訪問を行い、本人のところまで赴くなどの手法により、福祉支援の情報を提供することで、関係性を構築しながら支援を行います。

③ 多機関協働事業

受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は市や支援関係機関が連携し、専門機関との役割分担や支援の方向性を協議し、各機関による支援を行います。

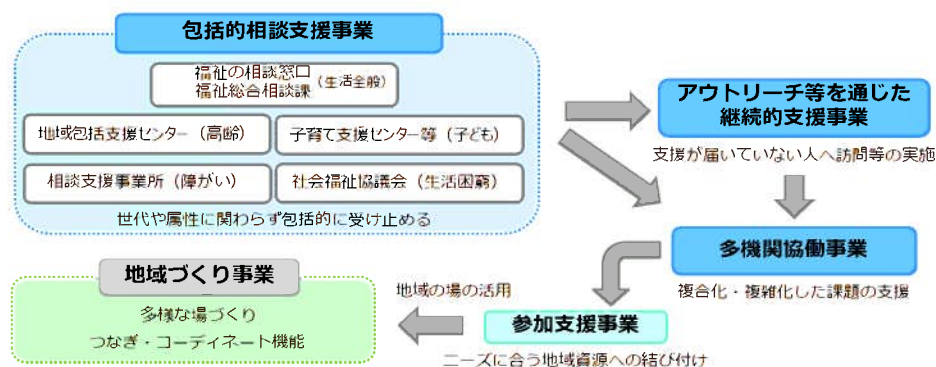
④ 参加支援事業

支援に結び付きにくい事例においては、地域資源の活用や新たな支援に結びつくよう、ニーズに見合う集いの場や就労等、社会参加の促進を図ります。

⑤ 地域づくり事業

専門機関による支援だけではなく、地域による支援も可能となるよう地域づくりを推進し、地域資源の開発も行います。なお、本事業は、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの役割を担っている社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーを中心に進めます。

【体制図】



担当課： 福祉総合相談課、生活福祉課、障がい福祉課、高齢福祉課、こども家庭課

指標	目標		
	2024	2025	2026
地域づくり支援件数（件）	100	100	100

■見守りネットワークの強化 -----

ひとり暮らし高齢者等、見守りが必要な高齢者の増加を踏まえ、既存の取組の見直しやICTの活用などにより、見守りネットワークの強化を図ります。

担当課： 高齢福祉課、福祉総合相談課

指標	目標		
	2024	2025	2026
高齢者見守りほっとライン協力機関登録件数（件）	2,450	2,475	2,500

■介護人材ベースアップ支援 -----

介護サービス事業所が人材の確保、定着、育成という3つの観点における現状理解、課題抽出、解決手段の検討を行う研修を実施することにより、介護人材不足の解消に向けた基礎的な支援を行います。

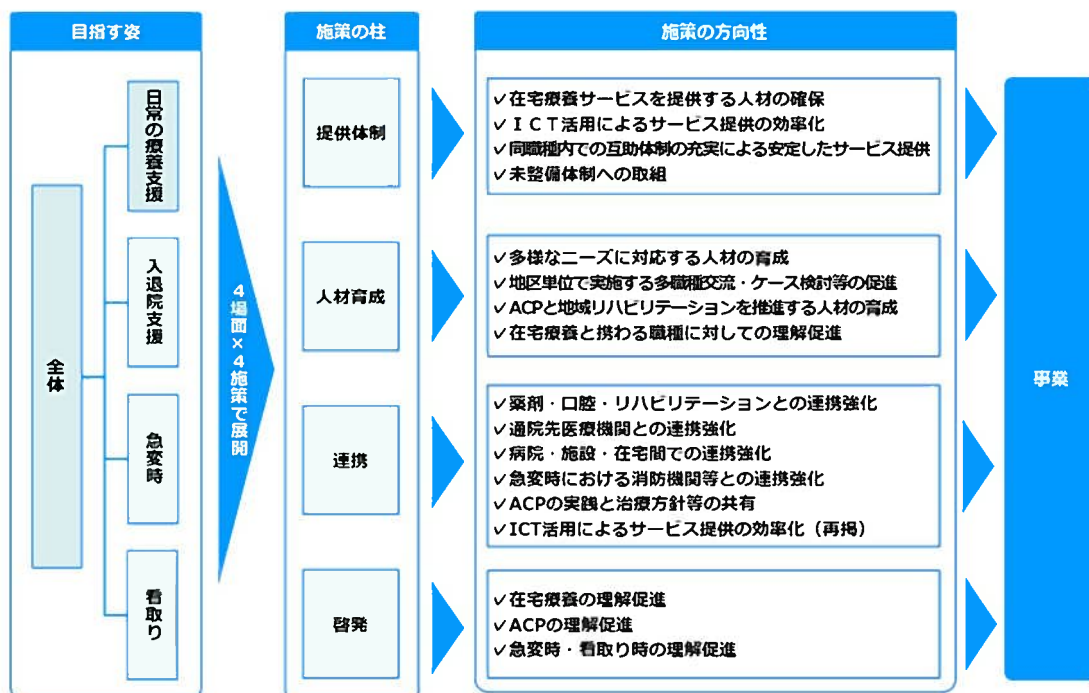
担当課： 介護保険課

指標	目標		
	2024	2025	2026
介護人材支援基礎研修の参加者数（人）	30	30	30

■在宅医療・福祉連携推進事業 -----

第2次在宅医療・福祉連携推進計画に基づき、「在宅療養者の多様なニーズに適切に対応し、在宅療養者が安心して自分らしい生活を送ることができる」状態を目指し、医療・福祉関係機関が連携して、在宅療養の4つの場面（「日常の療養支援・入退院支援・急変時・看取り」）の充実に必要な取組を推進します。

<第2次在宅医療・福祉連携推進計画の体系>



<主な事業>

- ①豊田加茂医師会による多職種が連携・協働し、現場目線で解決策を考える「豊田加茂ウェルビーイングネットワーク」
- ②「在宅療養バックアップ体制」や「在宅医療機器共同利用」などによる、在宅医療に対応可能な医療機関等の体制確保
- ③地域医療人材育成センターによる「訪問看護師・豊田総合療法士の育成」及び「訪問歯科衛生士の育成カリキュラムの検討・実施」
- ④多職種間情報共有ツール「豊田みよしケアネット」の普及促進
- ⑤「在宅療養及びACP（アドバンス・ケア・プランニング）※の普及促進」

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング）：これからの人生をどのように生活し、どのような医療や介護を受けて、最期を迎えるのか、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組（「人生会議」とも言われる。）

担当課： 地域包括ケア企画課

指標	目標		
	2024	2025	2026
多職種連携ICT「豊田みよしケアネット」加入率（%）	45.0	47.5	50.0

(3) コロナの経験を踏まえた視点

コロナ禍において、地域包括支援センターや民生委員など、訪問による見守り活動が制限されました。

これらの経験を踏まえて、見守り活動に協力している多様な機関がそれぞれの活動の中で得た情報を行政等に円滑に提供できる、地域全体で高齢者を見守る仕組みや、ICTを活用した非接触型の見守りツールを導入するなど、高齢者が安心して生活できる見守り体制を構築していきます。

重点3 社会全体で取り組む認知症支援

(1) 重点施策に掲げる理由

本市の高齢者のうち認知症の人は、2025年には5.5人に1人になると推計されています。さらに、認知症予備軍である軽度認知障害（MCI）の人も数多く存在すると推測されます。このように、認知症は誰もがなりうるもので、家族や身近な人が認知症になることで、今後更に身近な問題となっていくと見られます。

また、本市の高齢者等実態調査によると、在宅での介護を断念して施設等へ入所を考える理由として、「認知症等による問題行動が多くなったとき」という回答が多く見られました。

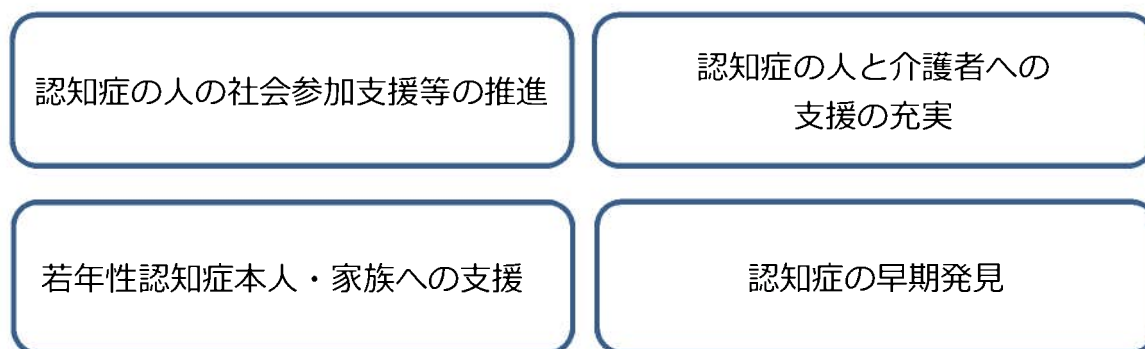
一方、国においては2019年に認知症施策推進大綱が取りまとめられ、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防[※]」を車の両輪として施策を推進」することとなりました。さらに、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」の実現を推進するため、2023年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布され、基本理念が示されました。

これらを踏まえた上で、認知症に対する理解者の増加や認知症の人が社会参加できる取組を進め、介護者への支援を充実していくとともに、若年性認知症の人の「仕事」と「治療」の両立支援に向けた企業への理解を図ります。高齢による認知機能の低下の人も含め、認知症の人とその家族を社会全体で支える包括的な支援の仕組みを作ることで、認知症の人とその家族が、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

(2) 具体的な取組

施策を推進するための核とし、以下の4事業に取り組めます。



■ 認知症の人の社会参加支援等の推進 -----

認知症の人の個性に合わせた社会参加ができる仕組み（マッチング支援等）を促進するとともに、地域の認知症の人やその家族の「望み」を必要な支援につなぐための仕組みの充実に向けて、その中心となる認知症サポーターの更なる活躍の場を整備します。

① 認知症サポーターを中心とした支えあい・助けあいの仕組みづくり

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを構築し、共生の地域づくりを推進します。

また、認知症サポーター等を対象に、認知症に関する講座やボランティア活動についての情報を発信し、実践的な支援方法や地域の実情について学ぶ機会を提供します。

② 認知症の人の社会参加の仕組みづくり

企業や介護サービス事業所等と連携して、認知症の人がそれぞれの個性に合わせたボランティアや就労等に参加できる機会を創出し、社会参加の仕組みづくりを行います。

担当課： 高齢福祉課

指標	目標		
	2024	2025	2026
認知症サポーター等登録制度の利用者数（人）	100	100	100
社会参加のマッチングを支援した地域包括支援センター数（か所）	20	25	28

■ 認知症の人と介護者への支援の充実 -----

認知症の人が抱える不安等を軽減できるよう、ピアサポート活動支援等の仕組みの創出とともに、介護者のライフスタイルに合わせた家族会の設定や専門家による日常生活上の工夫等の具体的な助言を継続的に行える支援を構築します。

① 認知症の人のピアサポート活動支援＜新規＞

認知症の人が抱える不安等を軽減する観点等から、一足先に認知症の診断を受け、その不安を乗り越え、前向きに生活している認知症の人本人（ピアサポーター）による心理面・生活面に関する早期からの支援を図ります。

② 認知症伴走型支援事業＜新規＞

認知症の人本人の生きがいにつながるような支援や専門職ならではの日常生活上の工夫等の助言、家族の精神的・身体的負担軽減につながるような効果

的な介護方法、介護に対する不安解消に係る助言などを継続的に行うことにより、認知症の本人とその家族への支援の充実を図ります。

担当課： 高齢福祉課

■若年性認知症本人・家族への支援 -----

65歳未満で認知症を発症した若年性認知症の本人やその家族が、同じ境遇や悩みを持つ者同士で集い、交流する場を提供します。「気持ちが楽になる」、「安心して集まれる」、「仲間がいる」会を目指します。

担当課： 高齢福祉課

指標	目標		
	2024	2025	2026
開催回数（回）	4	4	4

■認知症の早期発見 -----

認知症に早い段階で気が付くことで、早めの治療により症状が改善する場合や、適切な治療を受けることで進行を遅らせることができる場合があります。また、症状が軽いうちから対応することで将来の生活に備えやすくなります。

75歳以上の運転免許更新時、65歳到達（介護保険第1号被保険者）による被保険者証交付時といった、介護や健康への意識が高まるタイミングや等を通して、早期発見の大切さを啓発していきます。

ライフスタイルに合わせて必要な人に必要な情報が届く効果的な仕組みの検討や、若年性認知症を含めた企業内での認知症の理解促進につながる取組を行います。

担当課： 高齢福祉課

指標	目標		
	2024	2025	2026
チェックリストの配布数（部）	17,000	17,000	17,000

(3) コロナの経験を踏まえた視点

コロナ禍において、認知症サポーター養成講座などの集合研修をインターネットを利用したオンライン配信により受講できる機会の拡大や、企業や若年層が受講しやすい短時間の認知症ミニ講座の動画を作成するなどの、認知症の理解促進のための取組が進みました。

これらの経験を踏まえて引き続き、様々な手法で認知症に対する理解を促進する取組を進めていきます。

第4章 施策・事業の展開

基本目標Ⅰ 自分らしく生きられる支え合いのまちづくり

分野1 介護予防・健康づくり

施策1 ふれあい・健康づくり

(1) ねらい

閉じこもりは、意欲や生活機能の低下をもたらす可能性があるとともに、生活課題を見えにくくしてしまうリスクがあります。一方で、会・グループ等へ参加することが、高齢者の介護予防（フレイル、認知症予防を含む）や健康づくりに好影響をもたらすと期待されています。また、本市の高齢者等実態調査によると、外出の頻度が高い人ほど幸せ感が高い傾向がみられます。

市民一人ひとりやまちぐるみの健康づくりに加え、交流や社会参加を通じた介護予防効果を広げるため、集いの場等の展開や市民等への情報提供に取り組みます。

(2) 各事業の展開

■ 地域資源マップの構築 -----

高齢者の社会参加促進のため、市内の地域資源（高齢者が交流している集いの場・団体・サークル等）の情報を集約して発信します。

担当課： 高齢福祉課、情報戦略課

■ S I Bを活用した社会参加型介護予防事業の展開【重点・再掲】 -----

（重点施策1：介護予防・健康づくりに通じる社会参加 P39 参照）

■ 集いの場へのコーディネート強化【重点・再掲】 -----

（重点施策1：介護予防・健康づくりに通じる社会参加 P41参照）

■ 専門職との連携 -----

専門職との連携により、短期集中でフレイルを解消し日常生活を取り戻すことを目指すことを目指す事業の試行的実施や地域包括支援センター職員への専門職による研修や、多職種で自立支援を考える会の開催など、高齢者の自立した在宅生活に向けて専門的な知識や技術に基づく支援に取り組みます。

担当課： 高齢福祉課、介護保険課

指標	目標		
	2024	2025	2026
専門職による研修の開催回数（回）	3	3	3
多職種で自立支援を考える会の開催回数（回）	19	19	19

■ 地域主体の生活交通への支援 -----

（重点施策1：介護予防・健康づくりに通じる社会参加 P41参照）

■ おでかけパス70 -----

高齢者の外出促進を図るため、70歳以上の豊田市内在住者を対象に、とよたおいでんバス12路線で利用可能な高齢者向け定期券「おでかけパス70」を販売しています。

担当課： 交通政策課

■ 高齢者福祉施設 -----

高齢者の健康増進や教養の向上、レクリエーションのための場として、次の施設を設置しています。

利便性、快適性の向上を図るため、更新時期を迎える設備等の修繕を実施していくなど、今後も施設の維持管理を含めた適切な管理運営を行っていきます。

① 老人福祉センター

地域の特性や施設の特徴に応じて施設の規模や形態は異なりますが、市内に3か所設置しています。

- ・ 豊寿園 渡刈町
- ・ ぬくもりの里 池島町
- ・ 百年草 足助町

② 高齢者温泉休養施設（寿楽荘）

高齢者だけではなく、一般の人でも利用でき、天然温泉が日帰りでも宿泊でも楽しめる施設です。年齢や心身の状態にかかわらず、安心して利用できるように、バリアフリーの客室や貸切浴場を備えています。

担当課： ①豊寿園：高齢福祉課、ぬくもりの里：総務監査課、百年草：総務監査課、足助支所
②高齢者温泉休養施設（寿楽荘）：高齢福祉課

■ 福祉センター -----

社会福祉の充実、市民の福祉の増進、福祉意識の高揚、健康の増進等を図るための場として、次の施設を設置しています。

- ・ 豊田市福祉センター 錦町
- ・ 小原福祉センターふくしの里 沢田町
- ・ 下山保健福祉センターまどいの丘 神殿町
- ・ 藤岡福祉センターふじのさと 藤岡飯野町
- ・ 稲武福祉センター 桑原町

担当課： 総務監査課

■地域ふれあいサロン

居場所づくりや生きがいづくりのため、自治区等による地域ふれあいサロンを実施しています。自治区等が主体的に取り組み、安心して住み続けられる、支え合いの地域づくりが展開されています。

担当課： 社会福祉協議会

指標	目標		
	2024	2025	2026
実施箇所数（か所）	252	252	252

■元気アップ事業の展開

高齢者の体力づくりや認知症予防を目的とした元気アップ教室を、自治区、地域ふれあいサロン、交流館等で開催しています。

教室では、家庭でできるストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ、レクリエーション、座談会等を行い、教室終了後も、住民主体の介護予防活動が継続できることを目指しています。

担当課： 地域保健課

指標	目標		
	2024	2025	2026
教室数（か所）	20	20	20

■地域介護予防活動支援事業の展開

元気アップ教室等を終了した自主活動グループに対する活動支援として、保健師・ヘルスサポートリーダー等の派遣、自主活動グループの交流会等を開催しています。

担当課： 地域保健課

■ **口腔機能向上支援事業（お口の健康教室）** -----

高齢者が口腔機能を維持・向上し、いつまでも自立した豊かな生活を送ることができるよう、比較的簡単にできる口腔機能に関する訓練や体操を指導する教室を開催していきます。

担当課： 保健部総務課

施策2 生きがいつくり・就労支援

(1) ねらい

生産年齢人口は減少傾向にありますが、人生100年時代を迎えつつあり、地域には元気な高齢者も多くいます。例えば、前期高齢者に占める認定者の割合は4%未満にとどまっています。こうした中で、高齢者同士が支え合い、年齢にとられることなく、他の世代とともに社会の重要な一員として生涯活躍できる環境づくりが求められます。

高齢者の知識や経験を活かし、高齢者本人の生きがいにつながるよう、就労や多様な活動への参加機会の確保・充実を図ります。

(2) 各事業の展開

■ 高齢者クラブ活動の支援

高齢者クラブは、高齢者が日常生活の場である地域を基盤として活動する自主的な組織です。仲間づくりを通じた生きがいや健康づくりなど生活を豊かにする社会活動への取組等、組織の特性である「自主性」、「地域性」、「共同性」を基本とし、地域の一員として明るい長寿社会づくりのための活動をしています。

担当課： 市民活躍支援課

■ シルバー人材センター

シルバー人材センターでは、豊かな経験や能力を持つ高齢者の就労支援や各種生きがい活動(社会参加)の促進を目的として、以下の取組を行っています。

- ・ 高齢者の就労に関する情報提供、相談
- ・ 高齢者の就労機会の確保、職業紹介
- ・ 高齢者の就労に必要な知識・技能の講習会の開催
- ・ シルバー人材センターの周知活動と入会の促進
- ・ イベントを通じた地域との交流の促進
- ・ ボランティア活動を通じた地域とのつながり強化

担当課： 市民活躍支援課

■ とよたシニアアカデミー

シニア世代のセカンドライフの充実と活躍の促進を図るため、市民活動や生きがいつくりにつながる学びの場として、とよたシニアアカデミーを開催しています。

1年間を通じて学ぶコース、短期で学ぶコースのほか、各種講座を開催し、知識や技能の習得、また仲間づくりや活動を始めるための支援を行います。

担当課： とよた市民活動センター（市民活躍支援課）

指標	目標		
	2024	2025	2026
「通年コース」「専門コース」「はじめての一步講座」受講者数（人）	328	328	328

■ 子ども食堂を活用した多世代が交流・活躍できる居場所の展開 -----

高齢者を含む地域の子どもから大人まで誰もが食事を通じて交流できる「子ども食堂」を、地域住民の活躍・生きがいづくりの場として捉え、高齢者施設等の地域資源を有効に活用しながら、相談対応・運営支援について多様な担い手が参加できるよう支援します。

担当課： 福祉総合相談課



■ 認知症本人発信支援 -----

認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる社会を目指すため、認知症の人が認知症サポーター養成講座の講師（キャラバン・メイト）等として活躍できる場を拡大し、本人発信を支援します。

また、認知症の人とともに認知症月間（9月）等に併せた普及啓発活動を行います。

担当課： 高齢福祉課

■ 本人ミーティング支援事業〈新規〉 -----

より良い施策や支援を本人視点に立って、一緒に進める場を設定することで、認知症の人にやさしいまちづくりの一助とするとともに、認知症の人本人が役割をもった生き方ができるように取り組んでいきます。

担当課： 高齢福祉課

指標	目標		
	2024	2025	2026
本人ミーティングの開催回数（回）	1	1	1

■ 認知症の人と介護者への支援の充実 -----

（重点施策3：社会全体で取り組む認知症支援 P49 参照）

■ 敬老金の贈呈〈見直し〉 -----

高齢者を敬い、長寿をお祝いする目的で敬老金を贈呈しています。

超高齢社会への適応として介護予防や認知症予防に加え、生きがいを高める取組を充実する必要があり、長寿の概念も変化してきていることから、その目的や名称も含め、引き続き、事業の在り方を検討していきます。

担当課： 高齢福祉課

基本目標Ⅱ 安心して生きられる支え合いのまちづくり

分野2 地域共生

施策1 市民理解の促進

(1) ねらい

本市は全国に比べて高齢化率が低いまちですが、今後、高齢者や介護を必要とする人は、増加することが見込まれています。様々な世代の人が地域で共に暮らしていくためには、お互いを正しく理解し、助け合える地域づくりが必要です。

加齢に伴って生じる様々な心身の変化や認知症などについて、適切に理解促進を図り、高齢者に対する市民の理解を深めていきます。

(2) 各事業の展開

■ 出前講座の展開 -----

市民の要望に応じて、高齢者福祉に関する出前講座を行います。地域福祉の推進や介護保険制度、在宅療養等について市民理解の推進に取り組みます。

担当課： 介護保険課、地域包括ケア企画課

■ 学校教育における高齢者の理解促進 -----

超高齢社会の進展を見据え、介護サービス事業所等と連携して、若年層に対する高齢者理解を促進するための授業の実施を支援します。また、授業等を通じた介護専門職と若年層の交流により高齢者福祉分野への興味・関心の醸成を図ります。

担当課： 高齢福祉課、介護保険課

■ 認知症サポーターの養成 -----

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守り、応援する認知症サポーターを養成するため、認知症の症状、予防、治療、対応方法を学べる講座を実施しています。認知症の人と関わることが多いと想定される企業や人格形成の重要な時期である子ども・学生への受講機会を促進します。

また、認知症サポーターのフォローアップと活動促進のため、ステップアップ講座を開催します。認知症の人の意思をできるだけくみ取り、それを生かした支援につなげていきます。

担当課： 高齢福祉課

指 標	目 標		
	2024	2025	2026
認知症サポーター養成講座受講者数（人）	3,000	3,000	3,000
認知症サポーターステップアップ講座受講者数（人）	400	400	400

■ 認知症に関する普及啓発 -----

認知症に早い段階で気が付くための認知症チェックリストや相談先を紹介するためのパンフレット、認知症の段階ごとに利用できるサービスや制度をまとめた認知症ケアパスを配布・活用し、普及啓発を図っていきます。また、広い世代に認知症について知ってもらうため、認知症月間（9月）に併せたイベント等による啓発活動を行います。

担 当 課： 高齢福祉課

■ 認知症カフェの推進〈見直し〉 -----

認知症の人やその家族と地域住民や専門職が相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場となる認知症カフェの取組を推進するため、認知症カフェのマップを作成し、普及啓発を図っています。また、認知症カフェの立ち上げや運営等に対し、地域の実情に合わせて認知症地域支援推進員がその支援を行います。

認知症の人やその家族の希望に合った認知症カフェを選択できるよう、認知症カフェ登録事業を見直し、認知症カフェの目的に沿った地域の社会資源の情報集約・情報発信を行います。また、認知症カフェ交流会の開催等を通じて事業者同士の交流を図ることで、横のつながりの強化を行い、質の向上に取り組んでいきます。

担 当 課： 高齢福祉課

■ (仮称) 認知症の人にやさしい店舗 認証制度事業〈新規〉 -----

移動、消費、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからでもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく取組を推進していくため、認知症に関する取組を実施している企業等に対して（仮）認証制度の創設を検討します。

担 当 課： 高齢福祉課

施策2 市民参加の支え合い

(1) ねらい

高齢者や家族が安心して住み慣れた地域での生活を継続していくためには、身近な暮らしの中で起こる困りごとなどを「自分事」として考え、誰かを助け、そして誰かに助けられながら、支え合って生活できる地域をつくる必要があります。

自治区、高齢者クラブ、民生委員、市民活動団体、ボランティア、企業・事業所など住民を主体とした多様な機関と行政が協力しながら、多面的な支え合い活動を推進し、支え合いの基盤を一層強固なものにしていきます。

(2) 各事業の展開

■豊田市ささえあいネットの推進-----

高齢者や家族が安心して暮らせる地域づくりを目的として、高齢者に対する日頃の見守り、行方不明時等の搜索、虐待等の課題の早期発見のため、地域に密着したネットワークとして「豊田市ささえあいネット」を構築しています。

①高齢者見守りほっとライン

地域の商店や医療機関、高齢者の集いの場等を協力機関として登録し、高齢者の異変に気付いた場合に、地域包括支援センターや市に通報してもらう体制を構築しています。

②みまもりほっとパーキング事業

高齢者の異常行動の防止・早期発見の一助とすることを目的に、高齢者の支援に必要な戸別訪問等において、駐車場の確保が困難な場合に、協力機関が所有する駐車場を提供してもらいます。

③徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

行方不明になる可能性がある高齢者等の情報を事前に登録し、地域包括支援センターや民生委員と情報を共有し、日頃の見守りにつなげています。また、行方不明になった場合に、協力機関に情報提供し、搜索活動に生かします。

④認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症高齢者が事故で第三者に損害を負わせ、損害賠償責任を負った場合等に、これを補償する保険に加入します。

⑤見守り安心マーク

行方不明になる可能性がある高齢者等を対象に、氏名や連絡先を記して衣類につけるマークを配布します。

⑥かえるメールとよた（緊急メールとよた行方不明者情報）

行方不明高齢者等の搜索に協力してくれる個人・機関を登録し、行方不明高

齢者等の情報を一斉に配信することで、早期発見に役立てます。

⑦徘徊者捜索機器利用促進補助金（GPS機器助成）〈見直し〉

行方不明になる可能性がある高齢者等を対象に、行方不明になっても速やかに位置情報を把握できるGPS機器の導入に対する補助を行います。

GPS機能を搭載したスマートフォンの保有率が高まっていることから、補助の有効性を含め、事業の在り方を検討していきます。

⑧徘徊高齢者捜索模擬訓練

認知症高齢者の行方不明時に早期発見・対応が行えるように、実際に行方不明になった場合を想定し、通報、声掛け、保護などの一連の流れを通して、自治区等と地域の見守り体制を構築するための模擬訓練を実施します。

担当課： 高齢福祉課

指標	目標		
	2024	2025	2026
高齢者見守りほっとライン協力機関登録件数（件）	2,450	2,475	2,500
みまもりほっとパーキング事業協力機関登録件数（件）	770	790	810
かえるメールとよた登録者数（人）	12,000	12,500	13,000
徘徊者捜索機器利用促進補助金交付件数（件）	25	25	25

■お元気ですか訪問〈見直し〉

高齢者の不安や孤独感の解消、見守りを目的に市の養成講座を受講した傾聴ボランティア（お元気ですかボランティア）が、ひとり暮らし高齢者等の自宅に訪問して、傾聴と安否確認を行っています。また、訪問時に気になることがあれば、民生委員や地域包括支援センターにつなげ必要な支援を行います。

傾聴に関する民間の機運が高まっていることから、見守りの方法を含め、事業の在り方を検討していきます。

担当課： 高齢福祉課

■高齢者クラブ友愛活動の促進

高齢者クラブでは、閉じこもりがちな高齢者を対象に、友愛訪問を実施し、声かけによる安否確認と交流を図っています。

今後も友愛活動が円滑に行われるように、支援していきます。

担当課： 市民活躍支援課

施策3 見守りの推進

(1) ねらい

今後、高齢者単身・夫婦世帯や在宅で生活する認知症の人をはじめ何らかの見守りを必要とする人が一層増加することが見込まれます。

地域包括支援センターや民生委員、地域住民やボランティア、民間サービス、行政サービスなど、高齢者等のニーズや地域の担い手の状況に応じた活動の展開だけでなく、各主体間で必要な情報が共有され、連携していくことができる地域づくりに取り組みます。

(2) 各事業の展開

■見守りネットワークの強化【重点・再掲】 -----

(重点施策2：地域共生を支える体制整備 P45参照)

■豊田市ささえあいネットの推進【再掲】 -----

(分野2：地域共生、施策2：市民参加の支え合い P60参照)

■お元気ですか訪問【再掲】 -----

(分野2：地域共生、施策2：市民参加の支え合い P61参照)

■ひとり暮らし高齢者等登録 -----

ひとり暮らし高齢者等の急病時や災害時における安全確保や安否確認、孤独感の解消等を図るため、ひとり暮らし高齢者等登録者の情報を市の消防本部のシステムに登録するとともに民生委員等に提供することにより、安全で安らかな生活を営むことができるよう支援します。

担当課： 福祉総合相談課

■福祉電話訪問〈見直し〉 -----

ひとり暮らし高齢者等登録者のうち、要介護認定を受けている人を対象に週1回の電話訪問を実施します。また、電話訪問を受ける人のうち、電話回線を所有していない市民税非課税の人には、市が保有する電話回線を貸与し、基本料金相当額を負担します。

ICTの進化により、様々な方法による見守りが可能となっていることから、見守り事業の在り方について検討していきます。

担当課： 高齢福祉課、障がい福祉課

■ 緊急通報システムの設置〈見直し〉 -----

急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、ひとり暮らし高齢者等登録者のうち、要介護認定を受けており、市が定める特定疾病がある人を対象として、自宅へ緊急通報システムを設置し、消防署への連絡体制を確保します。また、月1回の電話訪問の実施や、緊急時に近隣住民の協力が得られるよう事前に「協力者」の登録を依頼しています。

I C Tの進化により、様々な方法による見守りが可能となっていることから、見守り事業の在り方について検討していきます。

担 当 課： 高齢福祉課、障がい福祉課

施策4 重層的な支援

(1) ねらい

少子高齢化・人口減少社会、世帯の核家族化・単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分野ごとの縦割りでは十分に支援ができないという課題があります。

このような福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するために、豊田市全体がチームとなり、相談、支援を組み立てるとともに、必要な資源を開発し、当事者の可能性を引き出しながら、総合的な支援が提供できる体制をつくります。

(2) 各事業の展開

■ 重層的支援体制の推進【重点・再掲】 -----

(重点施策2：地域共生を支える体制整備 P44参照)

■ 地域包括支援センター -----

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な相談を受ける総合相談窓口を各中学校区28か所に設置しています。

地域包括支援センターの具体的な業務は、以下のとおりです。

① 総合相談支援業務

担当地区の高齢者に対するワンストップサービスの拠点として、様々な相談に対し、適切な機関、制度及び必要なサービスにつなぎます。また、必要に応じて、その後の状況においても継続してフォローアップをすることで、高齢者が地域において、安心して暮らし続けるための支援を行います。

② 権利擁護業務

地域における生活で困難を抱えた高齢者を成年後見制度等の権利擁護を目的としたサービス・制度につなぐことにより、高齢者の虐待防止及び権利擁護を図ります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、対象者一人ひとりの状態に応じて、関係する介護支援専門員・主治医・地域の関係機関・施設等、多職種との連携により、包括的かつ継続的に支援することが必要です。そのための関係者との連携体制の構築を行います。

④ 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

担当地区における介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し、介護予

防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況や、置かれている環境、その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるように必要な援助を行います。

⑤指定介護予防支援事業（要支援者の予防給付のケアマネジメント）

担当地区における介護保険の認定者のうち、要支援1及び要支援2の人に対して心身の状態により、必要な介護予防のサービスを利用するための計画（ケアプラン）を作成し支援します。

また、地域包括支援センターの機能の充実を図るため、研修計画に沿った研修の実施、メンター制度を含めたブロック協力事業の実施、人材育成等計画等を通じて、地域包括支援センター職員の人材育成を進めます。

図表4 - 1 地域包括支援センター設置状況

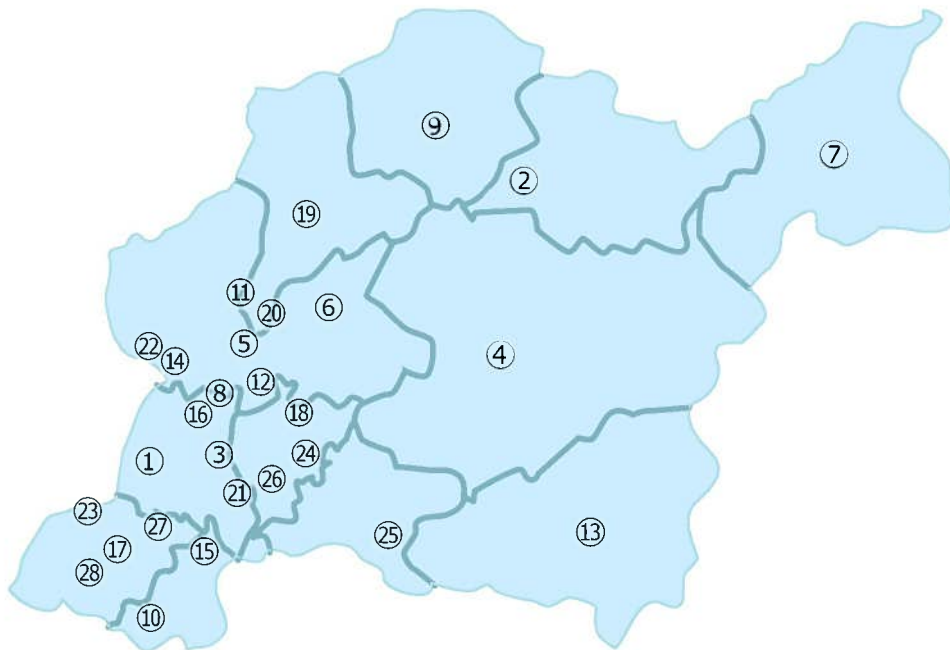
No	担当地区 (五十音順)	名称	所在地
1	逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町 7-48-6（有料老人ホーム豊田ほっとかん内）
2	旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ヶ平22（老人福祉センターぬくもりの里内）
3	朝日丘	社協包括支援センター	錦町1-1-1（豊田市福祉センター内）
4	足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20（足助病院内）
5	井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7-46（特別養護老人ホーム豊田福寿園内）
6	石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26-1（特別養護老人ホーム石野の里内）
7	稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5（稲武福祉センター内）
8	梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3-30-1（豊田地域医療センター内）
9	小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574（小原福祉センターふくしの里内）
10	上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148（老人保健施設かずえの郷内）
11	猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9-1（特別養護老人ホーム猿投の楽園内）
12	猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹116（特別養護老人ホームこささの里内）
13	下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7-2（下山保健福祉センターまどいの丘内）
14	浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊保原500-1（豊田厚生病院内）
15	末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5-194（特別養護老人ホームみなみ福寿園内）
16	崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5-20（特別養護老人ホームひまわり邸内）
17	高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76（特別養護老人ホーム豊田わかばやし園内）
18	高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40-1（特別養護老人ホームくらがいけ内）
19	藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207-2（藤岡福祉センターふじのさと内）

20	藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町オケ洞10-5（特別養護老人ホーム藤岡の楽園内）
21	豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1-1（老人保健施設ジョイステイ内）
22	保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109-1（特別養護老人ホーム保見の里内）
23	前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18-1（特別養護老人ホーム豊田つつみ園内）
24	益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131（特別養護老人ホーム益富の楽園内）
25	松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23（特別養護老人ホーム笑いの家内）
26	美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5-80-1（特別養護老人ホームとよた苑内）
27	竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48（特別養護老人ホームひまわりの街内）
28	若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79（特別養護老人ホーム豊田みのり園内）

※1 設置状況は2024年3月現在のもの

※2 地域包括支援センター28か所の統括・支援を「豊田市基幹包括支援センター」が担当

図表4 - 2 地域包括支援センターの配置



担当課： 高齢福祉課

■ 基幹型地域包括支援センターによる支援 -----

基幹型地域包括支援センターは、地域包括支援センターを支援する機関です。地域包括支援センターが、地域で発生する様々な高齢者の課題の解決や、円滑で質の高いサービスを提供できるように、全体調整、事業等への助言、地域包

括支援センター同士の交流や取組の横展開、処遇困難ケースの対応等を行います。

また、地域包括支援センター職員研修計画に沿った研修を確実に実施するために、基幹型地域包括支援センターに研修センター機能を付すとともに、基幹型地域包括支援センター職員の研修企画・運営能力の向上及び個別支援に必要な技術の向上を図ることにより、機能の充実を図ります。

担当課： 高齢福祉課

■生活困窮者自立支援

経済的困窮や社会からの孤立といった状況にある人に対し、生活基盤の安定と社会とのつながりの回復を図るため、以下の事業に取り組みます。

- ・相談による困りごとの受け止め
- ・課題解決に向けた支援プラン作成
- ・就労準備支援や家計改善支援の実施

担当課： 福祉総合相談課

指標	目標		
	2024	2025	2026
自立相談支援機関への相談件数（件）	5,250	5,250	5,250

■成年後見制度利用支援

身寄りを頼ることがない認知症高齢者等で判断能力が不十分な人の権利擁護を目的として、家庭裁判所へ後見等開始の審判請求を行い、家庭裁判所から選任された成年後見人等が本人の財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用、医療・福祉施設への入退所手続等）を行います。

また、審判請求に要する費用及び成年後見人等の報酬の支払困難者に対し費用助成を行います。

担当課： 福祉総合相談課

■成年後見支援センター

認知症や精神・知的障がいなどにより判断能力が不十分な人及びその親族、後見受任者及び後見業務に関連する事業所などを対象に、制度利用を通じた権利擁護支援を総合的に推進する成年後見支援センターを運営しています。

市とともに、地域全体で認知症等により判断能力が低下した人の権利を守るための中核機関として、広報業務や相談業務、後見人支援業務等のほか、市民

後見人[※]の育成を通じて成年後見制度の適切な利用と権利擁護支援を推進します。

また、弁護士や司法書士、社会福祉士との専門職交流会を開催するなど、専門職との連携強化を図り、地域の権利擁護体制の充実を図ります。

※市民後見人：財産管理や介護サービスの契約行為等を行う、成年後見人の一種。弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職ではなく、「とよた市民後見人養成講座」を修了した市民が成年後見人となる。

担当課： 福祉総合相談課

■身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備<新規> -

法律、医療、福祉関係者等で構成される部会を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に設置するとともに、身寄りを頼ることを前提にしない支援の在り方を検討します。

また、国の動向も踏まえながら、日常的な金銭管理支援と意思決定支援を組み合わせた「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。

担当課： 福祉総合相談課、生活福祉課

■共生型サービスの推進 -----

共生型サービス[※]を実施している事例を事業所に情報提供していくとともに、事業所からの相談に対応していきます。

※共生型サービス：利用者の満足度向上と社会資源の効果的な活用を目的に、高齢者、障がい者、子ども、その他見守りが必要な人など、対象を限定することなく広く受け入れるサービスのこと

担当課： 地域包括ケア企画課、障がい福祉課、介護保険課

指標	目標		
	2024	2025	2026
共生型サービス実施事業所数（か所）	9	10	11

施策5 関係機関との連携

(1) ねらい

今後の要介護者の増加に伴い、医療と福祉を必要としながら在宅療養を希望する市民も増加することが見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、在宅医療と介護をはじめ地域の多様な主体の連携と、専門職の知見や地域の関係者の協力を生かして課題の解決を図っていく必要があります。

(2) 各事業の展開

■在宅医療・福祉連携推進事業【重点・再掲】 -----

(重点施策2：地域共生を支える体制整備 P45参照)

■地域ケア会議等 -----

高齢者の住み慣れた地域での生活を専門職と関係機関・地域住民等が連携して支援するため、以下の会議を開催しています。

①地域ケア個別会議

地域包括支援センターごとに地域ケア個別会議を開催し、地域包括支援センターを中心として、本人・家族、医療機関・自治区・民生委員・介護サービス事業所・地域住民等が集まり、支援内容等の検討を行っています。

地域ケア個別会議は地域包括支援センターが中心になるため、地域ごとにはばらつきが生じないように、地域包括支援センター職員を対象とした研修会を必要に応じて開催していきます。

②多職種で自立支援を考える会

自立支援・介護予防の観点でケーススタディを行い、多職種の専門的な視点に基づく提案等を通じて自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術を学び合います。また、事例を積み重ねることにより、地域に不足する資源といった地域課題の発見・解決策の検討につなげます。

③地域ケア推進会議

地域包括支援センター運営協議会を地域ケア推進会議に位置づけ、地域ケア個別会議等で整理された地域課題を解決するための話し合いを通じ、地域づくりや市への施策提言等に結び付けていきます。

担当課： 高齢福祉課

■市民・多職種と連携した意思決定支援の普及<新規> -----

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」をはじめ、意思決定支

援等に係る各種ガイドラインに沿った研修等を実施します。

また、市民の参画を得ながら「豊田市地域生活意思決定支援事業」に取り組みます。

担当課： 地域包括ケア企画課、福祉総合相談課、障がい福祉課、高齢福祉課

■ 認知症地域支援推進員の活躍支援 -----

認知症の人やその家族を支援する相談支援、関係機関と連携した事業の企画・調整、医療・介護等の支援ネットワークの構築等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センター等に配置しています。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談窓口として評価指標等を用いた評価を通じて質の向上を図っていくとともに、地域の医療・介護との顔の見える関係づくりや、状況に応じて必要なサービスが提供されるよう、研修を引き続き行っていきます。

担当課： 高齢福祉課

■ 認知症初期集中支援推進事業の展開 -----

認知症の人の拒否が強い等の理由で、医療・介護等のサービスにつながらない事例に対し、医療・介護の専門職による「認知症初期集中支援チーム」が介入・対応することで、初期の支援を包括的・集中的に行い、認知症の人や家族に対して自立生活を支援します。

担当課： 高齢福祉課

指標	目標		
	2024	2025	2026
医療・介護サービスにつながった人の割合 (%)	65	65	65

■ 専門職との連携【再掲】 -----

(分野1：介護予防・健康づくり、施策1：ふれあい・健康づくり P54参照)

分野3 介護人材

施策1 介護に関わる人材への支援

(1) ねらい

本市の認定者数は、今後も増加が見込まれ、必要となる介護人材の人数も増加します。本市の高齢者等実態調査においては、介護サービス事業所の運営上の課題として、「職員の確保」(76.5%)が最上位となっています。

今後、安定的に介護サービスを提供するために、人材の確保・育成・定着を図るとともに、働きやすい職場づくりや業務改善・生産性向上につながる介護現場の革新に向けた取組を支援します。

(2) 各事業の展開

■介護人材ベースアップ支援【重点・再掲】-----

(重点施策2：地域共生を支える体制整備 P45 参照)

■職場環境向上支援<拡充>-----

職場改善コーディネーター派遣事業や職場でのコミュニケーションに関する研修の実施により、介護人材の定着を図ります。

担当課： 介護保険課

指標	目標		
	2024	2025	2026
職場改善コーディネーター派遣件数(件)	5	5	5
コミュニケーションに関する研修の参加人数(人)	20	20	20

■外国人材への支援<拡充>-----

外国人介護人材に関して、制度周知や交流、日常生活支援等に関する受入れ支援や、日本語及び介護福祉士国家試験対策の学習支援による定着の促進を行います。

担当課： 介護保険課

指標	目標		
	2024	2025	2026
受入支援事業の参加者数(人)	30	30	30
日本語講座等の受講者数(人)	35	35	35

■ 豊田訪問看護師育成センター -----

豊田訪問看護師育成センターを拠点に、訪問看護師の「人材確保・育成」、「相談・交流・情報提供」、「普及啓発」を取組の柱として各種取組を展開しています。

担当課： 地域包括ケア企画課

指標	目標		
	2024	2025	2026
訪問看護師育成数（人）	調整中	調整中	調整中

■ 豊田総合療法士育成センター〈新規〉 -----

豊田総合療法士育成センターを拠点に、在宅生活に関する総合的・多面的な視野を持ち、社会参加を促進できる療法士（豊田総合療法士）を育成することで、地域リハビリテーションを推進し、市民の幸福寿命の実現を支援します。

担当課： 地域包括ケア企画課

■ 豊田市・藤田医科大学連携地域医療学寄附講座の展開 -----

本市の地域医療に関する研究・教育及び臨床研修協力施設に対する診療支援と医師の交流の強化を行い、その研究成果の普及及び人材の養成により、最適な地域医療体制を構築します。

担当課： 地域包括ケア企画課

■ 介護支援専門員・介護職員の専門スキルの向上 -----

介護支援専門員のケアマネジメント力向上に寄与する研修や、介護職員のスキルの向上を目的とした現任介護職員研修を実施します。

担当課： 介護保険課、高齢福祉課

指標	目標		
	2024	2025	2026
介護支援専門員を対象とした研修の実施回数（回）	15	15	15
現任介護職員研修の実施回数（回）	4	4	4

■ 国内人材の創出 -----

介護業界への就職希望者と介護サービス事業所をマッチングするための就職相談会、訪問介護員の職場体験事業を行い、介護分野への就労を促進します。

担当課： 介護保険課

指標	目標		
	2024	2025	2026
就職相談会による就職者数（人）	10	10	10
訪問介護職場体験参加者数（人）	10	10	10

■とよた市民福祉大学-----

市民福祉教育活動の実践を目指し、全12回の「福祉入門コース」と全8回の「家庭介護コース」の2コースを開講し、地域で活躍できる人材の養成・育成を行っています。

修了者が地域に根差した活動を行えるように、修了者で組織された同窓会に対し、地域展開やフォローアップの機会を設け、主体的に活動できるよう支援していきます。

また、同窓会が企画・実施する事業もスタートしており、更なる活動の裾野拡大や充実に向けた支援をしていきます。

担当課： 社会福祉協議会

指標	目標		
	2024	2025	2026
修了者数（人）	60	60	60

■学校教育における高齢者の理解促進【再掲】-----

（分野2：地域共生、施策1：市民理解の促進 P58参照）

■出前講座の展開【再掲】-----

（分野2：地域共生、施策1：市民理解の促進 P58参照）

分野4 災害・感染症

施策1 災害・感染症への備え

(1) ねらい

風水害・地震等の災害や新型の感染症に備え、また、それらが発生しても影響を最小限にとどめ、高齢者の安全の確保と生活の継続を支えていくことが必要です。

高齢者をはじめ災害時要配慮者に対する自助・共助・公助の視点からの支援体制の更なる強化を図ります。また、各介護施設・事業所における業務継続計画に基づいた研修・訓練等の充実、県や関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築します。

(2) 各事業の展開

■避難行動要支援者名簿を活用した支援体制づくりへの支援 -----

自治区や民生委員等の地域の関係者を対象に、災害時における地域の課題や、避難行動要支援者の支援方法を考えるための勉強会等を開催し、地域の特性に応じた支援体制の検討・構築を進めます。また、自治区などで行われる防災訓練等の場で、避難行動要支援者の避難支援体験の実施などを支援します。

担当課： 福祉総合相談課

■介護サービス事業所への感染症対策啓発・指導 -----

業務継続計画策定の研修会の開催等により介護サービス事業所の業務継続に向けた取組を支援するとともに、感染症や災害などの非常時に備えた体制の構築を進めていきます。

担当課： 介護保険課

分野5 日常生活

施策1 生活支援

(1) ねらい

高齢者単身・夫婦世帯の増加に伴い、調理、移動、買い物、ごみの収集・洗濯等の家事援助といった生活支援のニーズが高まっています。

日常生活の安全・安心の確保や、自立した生活を営むことができるよう、介護保険サービスだけでなく、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、NPOなども含めた多様な事業主体の参画を得て、ニーズの増加や多様性に応じていきます。特に、市が実施する事業はセーフティネットとしての役割があることを踏まえ、安全・安心な日々の生活に必要な支援を実施していきます。

(2) 各事業の展開

■「食」の自立支援事業の展開<見直し> -----

「食」の面で高齢者の自立した生活を支援することを目的として、心身の状況やニーズ等を把握し、配食サービス等の食関連サービスの利用調整を行います。ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等のうち、調理が困難で支援が必要と判断される人に対しては、栄養バランスのとれた食事を提供し、低栄養を防ぐとともに安否確認を行います。

ICTの進化により、様々な方法による見守りが可能となっていることから、安否確認の方法を含め、事業の在り方について検討していきます。

担当課： 高齢福祉課、障がい福祉課

■地域主体の生活交通への支援【重点・再掲】

(重点施策1：介護予防・健康づくりに通じる社会参加 P41参照)

■ひとり暮らし高齢者等移動費助成<見直し> -----

移動に関して家族の支援を受けることが困難なひとり暮らし高齢者等が、地域において自立した生活を支援することを目的として、タクシー料金の助成券を交付しています。

外出や社会参加を促進するため、対象者及び助成内容について検討していきます。

担当課： 高齢福祉課、障がい福祉課

■シルバーカー購入費助成<見直し> -----

足腰の衰えにより歩行に不安がある高齢者の外出支援を目的として、シルバーカー（歩行補助車）の購入費の一部を助成します。

事業内容に介護保険の福祉用具貸与サービスと重複する部分があるため、対象者を含め、事業の在り方について検討していきます。

担当課： 高齢福祉課

■高齢者の交通安全支援 -----

高齢者の交通事故の減少と、交通安全意識の向上を図るため、次の取組を実施しています。

①豊田市交通安全学習センター高齢者講習

交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者の交通安全意識の高揚と交通事故の防止を目的として、高齢者向けの交通安全講習を施設内又は出張により行っています。

②高齢者交通安全防犯世帯訪問

高齢者の交通事故の減少と交通安全意識を高めるため、75歳以上の高齢者が住む世帯を交通安全防犯推進員が訪問し、高齢者とその家族に啓発を実施します。

担当課： 交通安全防犯課

指標	目標		
	2024	2025	2026
豊田市交通安全学習センター高齢者講習 延参加者数（人）	調整中	調整中	調整中
高齢者交通安全防犯世帯訪問事業 訪問世帯数（世帯）	9,000	9,000	9,000

■高齢者の住宅防火促進事業

消防本部が実施する火災予防啓発の訪問時や福祉に関する事業所等と連携して、高齢者の住宅防火対策促進を図ります。

担当課： 消防本部予防課

■生活管理指導短期宿泊・緊急短期入所 -----

原則、介護保険制度で要介護認定を受けていない高齢者のうち、日常生活に見守りや支援・指導が必要な人、介護する家族の入院等で緊急に保護が必要な人を対象として、社会生活の維持を目的とした養護老人ホーム等の施設への一時入所を行います。

担当課： 福祉総合相談課

■日常生活衛生管理支援 -----

①ふれあい収集

ごみを所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な、原則、単身の要支援2又は要介護1以上の高齢者等に対し、地域の実情に応じて市が直接訪問して、ごみの収集を行っています。

支援を必要とする高齢者が増えていることから、地域での自主的なごみ出し協力等の状況を勘案しながら対象者を決定し、今後も継続して実施します。

②寝具クリーニング等サービス

ひとり暮らし高齢者等で衛生管理が困難な人を対象に、寝具のクリーニング、寝具貸与のサービスを実施します。

③訪問理美容サービス

外出して理美容店を利用することが困難な在宅の要介護3～5の認定者を対象に、理美容師の出張費相当額を助成する利用券を、1年で最大6枚まで交付します。

担当課： ①清掃業務課 ②介護保険課 ③高齢福祉課、障がい福祉課

■すこやか住宅リフォーム助成 -----

介護保険の「住宅改修費の支給」を補完する事業として、在宅で介護を受けている介護保険自己負担割合が1割の人に対し、対象となる住宅工事に要した費用の一部を助成します。

担当課： 介護保険課

■買い物環境改善事業の展開〈見直し〉 -----

日用品の買い物に不自由している高齢者等への生活支援として、移動販売や宅配事業等、買い物弱者対策に資する事業を実施する事業者等に対しての支援を検討していきます。

担当課： 商業観光課

施策2 家族介護支援

(1) ねらい

本市の高齢者等実態調査によると、主な介護者の48.5%が70歳以上の人となっているほか、介護をしながら就労している人が33.7%となっており、老老介護や仕事と介護の両立などに直面している人が多くみられます。在宅生活を送る要介護者にとって家族介護者は重要な存在ですが、過度な介護負担、健康上の問題やストレス、心理的な孤立感、経済的な負担など様々な課題を抱えているケースがみられます。介護保険サービスの適切な利用に加え、家族介護者の心身面での支援を進めていきます。

(2) 各事業の展開

■ 家族介護交流会の開催<見直し> -----

地域包括支援センターが主体となり、介護の悩みや対応方法等の情報交換や、リフレッシュ等を目的に、介護者相互の交流を図る家族介護交流会を実施しています。

各地域包括支援センターで実施する会について、介護者がライフスタイルに合わせて選択できるように、情報集約・情報発信の方法を見直します。今後も引き続き、できるだけ身近な場所での開催や介護者のニーズを取り入れた内容で開催していきます。

担当課： 高齢福祉課

■ 認知症介護家族会の開催 -----

認知症の人を介護する家族同士が交流を深め、情報交換をすることで家族の不安や悩みが軽減できるよう、交流会を開催しています。また、専門職による勉強会の開催や、認知症への対応方法や制度等を学ぶ機会を提供しています。

認知症の人を介護する家族の視点に立った会を目指すため、家族の意向を事業計画や運営に反映します。

担当課： 高齢福祉課

■ 若年性認知症本人・家族への支援【重点・再掲】 -----

(重点施策3：社会全体で取り組む認知症支援 P50参照)

■ 仕事と介護の両立支援につながる取組の推進 -----

働き方改革に関する事業所へのアドバイザーや講師派遣のほか、制度や取組

内容等のセルフチェックによる「働きやすい職場づくり推進事業所」の公表、優良事業所表彰を通じた取組事例発信を通じて、働きやすい職場づくりを推進し、仕事と介護の両立を支えます。

担当課： 産業労働課

■ショートステイの利用支援 -----

介護保険の支給限度額を超えてショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用した場合に費用の一部を補助します。

担当課： 介護保険課

施策3 住まいの支援

(1) ねらい

生活のニーズにあった住まいの確保は、保健・医療・介護・生活支援等のサービスが提供される前提となります。

世帯の核家族化・単身化などにより、高齢者の居住形態が多様化していることから、個人で確保する持ち家としての住宅や賃貸住宅に加え、高齢者向けの住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給されることを目指します。あわせて、経済状況、生活環境、家族関係等に事情を抱える高齢者に対しては、必要に応じて住まいを確保していきます。これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、適正なサービス確保のための助言や指導を行います。

(2) 各事業の展開

■セーフティネット住宅の登録と居住支援 -----

高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方に対する住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅を登録し、市民に情報を公開します。

また、居住支援協議会にて、民間賃貸住宅への入居に関する支援や入居後の相談等について、参画団体と連携を図りながら対応します。

担当課： 定住促進課

■サービス付き高齢者向け住宅の登録 -----

高齢者単身・夫婦世帯が増加する中、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携した日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けられる住宅のニーズが高まっていることから、高齢者の居住の安定確保に関する法律等に基づき、「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、市民に情報を公開します。

担当課： 定住促進課、介護保険課

■有料老人ホームの設置運営への指導 -----

有料老人ホームの設置に先立って、施設の構造設備の確認や、サービス内容への助言をします。また、設置後も立入調査を実施し、適切に運営されるよう、事業者へ指導を行います。

担当課： 介護保険課、総務監査課

■シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）〈見直し〉 -----

高齢者が自立して安心かつ快適な生活を送ることができるよう、居住環境・生活支援の両面にわたり配慮された住宅を供給しています。県営・市営住宅の一部をシルバーハウジングの仕様（手すりの設置、床段差の解消、緊急通報ボタンの設置等）に整備し、生活援助員による安否確認や生活相談、緊急時の対応等を行っています。

- ・県営渋谷住宅 渋谷町 20戸
- ・市営東山住宅 東山町 12戸
- ・県営宮口上住宅 朝日町 18戸
- ・県営手呂住宅 手呂町 15戸
- ・市営市木町住宅 市木町 8戸
- ・市営美和住宅 美和町 22戸
- ・県営初吹住宅 京ヶ峰 27戸
- ・県営上郷住宅 上郷町 14戸

今後は、サービス付き高齢者向け住宅の整備の動向に留意しながら、公営住宅の建て替えの際に、地域の需要に応じて対応していきます。

担当課： 高齢福祉課、定住促進課

■軽費老人ホーム（ケアハウス） -----

自宅での生活に不安があり家族の援助を受けられない高齢者に対して、入浴や食事等のサービスを提供し自立した生活を支援する施設です。市内には、ケアハウスが2か所整備されています。

- ・ケアハウス豊田 野見山町 定員50人
- ・ケアハウスみなみ 永覚新町 定員50人

担当課： 高齢福祉課

■生活支援ハウス -----

高齢者単身・夫婦等の世帯で、独立して生活することに不安のある高齢者を対象として、住居を提供し、各種相談、助言、緊急時の対応を行っています。施設入所に当たっては、入所判定会議での審査を経て決定します。

- ・生活支援ハウス 桑原町 10室

担当課： 総務監査課

■養護老人ホーム-----

生活環境上及び経済的理由により、自宅での生活が困難な高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を図ることを目的とした施設です。施設入所に当たっては、入所判定委員会での審査を経て決定します。

- ・若草苑 若草町 定員50人

担当課： 高齢福祉課、福祉総合相談課

第5章 認知症施策推進計画

I 認知症施策推進計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる「共生社会」（認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会）の実現を推進するため、認知症施策について、7つの基本理念、国・地方公共団体の責務、計画の策定、8つの基本的施策等について定める共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「法」という。）が、2023年6月に公布されました。

市民が共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解を深められるような取組、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の人とその家族の相談体制の充実等を促進します。

また、認知症の人とその家族を社会全体で支えるために、企業・事業所等を始め、保健医療及び福祉関係機関との連携を図るとともに、認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができることに加え、認知症の人にもやさしいデザイン（生活におけるバリアフリー化）のまちを目指し、市関係部署との横断的な情報共有と施策展開に向けた連携を図っていきます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づく、「市町村認知症施策推進計画」として、社会福祉法第107条第1項に規定する「市町村地域福祉計画」、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」ほか、認知症施策に関連する事項を定めるものと調和を図って策定しています。

(3) 計画期間

本計画は、「市町村老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」と一体的に策定しており、「介護保険事業計画」が介護保険法第117条第1項により3年を1期とすると規定されていることから、2024年度から2026年度までの3か年を計画期間とします。

II 認知症施策

施策1 普及啓発・本人発信支援

(1) ねらい

認知症は誰もがなる可能性があることから、市民の認知症に対する理解を深め、認知症の有無にかかわらず、同じ社会の一員として一緒に地域をつくっていく意識を醸成することが重要です。また、認知症の人が様々な工夫をしながら生きがいを持って暮らしている姿は、認知症に対する市民の認識を変え、同じ認知症の人に希望を与えるものです。

地域、学校、企業など、様々な人への理解促進や相談窓口等の周知を進めるとともに、そうした活動において認知症の人が自らの言葉で発信する機会が増えるよう、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発等に取り組みます。

施策2 認知症予防

(1) ねらい

わが国の認知症施策における認知症予防とは「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを目指すものです。認知症の予防に資する可能性があるものとして、運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等があげられています。

集いの場や健康づくりなどの取組を進め、このような場が認知症の相談や早期発見につながっていくように配慮するとともに、認知症になっても身近な地域で日常的に通い続けることができる場を拡充します。

施策3 認知症本人・介護者への支援

(1) ねらい

認知症になっても、地域の中で本人の長年の暮らし方やなじみの関係を継続していくためには、早期に気づき、状況に応じて適切な支援が提供されることが重要です。また、家族等が認知症を正しく理解し、適切に対応することで、BPSDの発症を予防したり、認知症の進行の緩和につながることもあります。このため、地域の医療・介護関係者が連携し、状況に応じた必要な支援が提供できる体制の構築を図ります。また、若年性認知症を含めた認知症の人同士が集う場や、介護者同士の交流を通じた心理面での負担軽減、知識の習得支援等を進めていきます。

施策4 バリアフリーの促進と社会参加

(1) ねらい

認知症になったことをきっかけに、これまで行っていた外出や交流等の機会が少なくなってしまう場合があります。地域の中のあらゆる障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進することは、本人の意思が尊重され、なじみの暮らしを継続できる地域の実現につながります。

地域全体で認知症の人や家族を見守り、支えるため、医療・介護の機関、地域の住民、商店、民間企業も含めた支援体制の構築や強化を進めていきます。また、若年性認知症を含めた認知症の人が、各々の意欲や能力に応じた就労などの社会参加の機会を提供していく環境づくりに取り組みます。

Ⅲ 認知症事業一覧

認知症に関する各種事業は、第3章及び第4章に掲載しています高齢者保健福祉計画の重点施策又は各分野・施策に位置付けられているため、事業概要は下表に記載のページで御覧ください。

施策1 普及啓発・本人発信支援		事業概要掲載
1	認知症サポーターの養成	P58 分野2-施策1
2	認知症に関する普及啓発	P59 分野2-施策1
3	認知症の早期発見	P50 重点施策3
4	認知症本人発信支援	P56 分野1-施策2

施策2 認知症予防		掲載事業概要
1	認知症の早期発見	P50 重点施策3
2	集いの場へのコーディネート事業	P41 重点施策1
3	専門職との連携	P51 分野1-施策1

施策3 認知症予防		掲載
1	認知症地域支援推進員の活躍支援	P70 分野2-施策5
2	認知症初期集中支援推進事業の展開	P70 分野2-施策5
3	認知症カフェの推進	P59 分野2-施策1
4	認知症介護家族会の開催	P78 分野5-施策2
5	認知症の人と介護者への支援の充実	P49 重点施策3

施策4 バリアフリーの促進と社会参加		掲載
1	豊田市ささえあいネットの推進	P60 分野2-施策2
2	見守りネットワークの強化	P45 重点施策2
3	認知症の人の社会参加支援等の推進	P49 重点施策3
4	成年後見制度利用支援	P67 分野2-施策4
5	若年性認知症本人・家族会の開催支援	P50 重点施策3
6	集いの場へのコーディネート事業	P41 重点施策1
7	本人ミーティング支援事業	P56 分野1-施策2
8	(仮称) 認知症の人にやさしい店舗 認証制度事業	P63 分野2-施策1